

建設水道常任委員会

平成17年6月13日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二	○中川 靖広	浅井 正八
小野 隆雄	吉川 勝義	中西議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 長 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
都市建設部長	藤本 宗司	建 設 課 長	堤 和雄
同 課 長 補 佐	加藤 保幸	観 光 産 業 課 長	今西 弘至
同 課 長 補 佐	川端 伸和	同 課 長 補 佐	角井 敏文
都市整備課長	藤川 岳志	都 市 整 備 課 参 事	西田 哲也
同 課 長 補 佐	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	井上 貴至
上下水道部長	池田 善紀	上 水 道 課 長	水田 美文
同 課 長 補 佐	勝眞 基好	同 課 長 補 佐	井上 究
下 水 道 課 長	谷口 裕司	同 課 長 補 佐	上田 俊雄

3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 小野委員、吉川委員

委員長 おはようございます。
全委員出席されておりますので、ただいまより建設水道常任委員会を開会いたします。
それでは、本日の会議を開きます。
初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、小野委員、吉川委員のお二人を指名いたします。

委員長 本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。
初めに本会議からの付託議案についてであります、（1）報告第6号、平成16年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を議題といたします。理事者の説明を求めます。堤建設課長。

建設課長 報告第6号、平成16年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）であります。議案書の朗読をいたします。

（ 議案書朗読 ）

建設課長 次のページをご覧くださいと思います。平成16年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書についてありますが、先の3月議会におきまして、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）で議会のご承認をいただいたものであります。建設課所管につきまして、ご説明申し上げます。第7款土木費、第2項道路橋りょう費、事業名につきましては未登記道路整理事業であります。金額350万2,000円、翌

年度繰越額350万2,000円、一般財源350万2,000円
あります。これにつきましては、阿波2丁目地内の道路整備につ
きまして、平成16年度予算により境界確定等の作業を行なっ
てまいりましたが、広範囲であり、一部未確定部分があること
から、繰越をお願いするものであります。以上、建設課所管に
係るものであります。よろしくご審査のうえ、ご承認賜りま
すよう、お願いいたします。

都市整備課長 続きまして、都市整備課所管に係ります内容について、報告させていただきます。まず、法隆寺線整備事業であります。金額2,290万円、翌年度繰越額2,263万2,643円、財源であります。国庫支出金1,232万円、一般財源1,031万2,643円あります。次に、法隆寺門前広場整備事業であります。金額4,840万円、翌年度繰越額3,453万6,000円、財源であります。国庫支出金1,060万円、地方債1,960万円、一般財源433万6,000円となっております。次に、JR法隆寺駅周辺整備事業であります。金額2億9,199万9,000円、翌年度繰越額2億9,199万9,000円、既収特定財源9,650万円、国庫支出金1,642万円、地方債1億7,870万円、一般財源37万9,000円あります。以上、報告第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 基本的には了解する訳なんですけれども、未登記整備事業にしてもですね、どの事業にしても、難しいことは重々分かってますねけども、難しい問題ほど、前向きに検討していかないと、進まないと思うんです。こういうことの無いように、私は、特に未登記の道路整理については、前もって、広範囲やったからとおっしゃるけど、広範囲は初めから分かってますねん。もう少し、誠意を持って、私は、各事業に対応をしていただくように、お願いで結構ですので。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として報告について了承することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって報告第 6号については当委員会として満場一致で了承すべきものと決しました。

委員長 次に、(2) 報告第 7号、斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)を議題といたします。

理事者の説明を求めます。谷口下水道課長

下水道課長 報告第7号 平成16年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)でございます。まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

下水道課長 事前委員会で説明させていただきましたが、3月議会定例会におきまして、工事期間の延長に伴います契約変更の議決をいただき、工期の延長をし施工いたしております小吉田1丁目地内から龍田2丁目地内におきます、龍田北汚水幹線1工区工事につきまして、平成16年度に事業費で2億1千万円の繰越明許のお願いをしたものであります。

その財源といたしましては、国庫補助金で1億465万円、地方債で9,470万円、一般財源で1,065万円でございます。

以上で、平成16年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業）についての報告とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員 先ほどの吉川委員の意見と全く同じなんですが、確かに、前回の議会で議決されたことで、工事も終わったということで、その計算書の報告だけですので、基本的には、私も、了承していきますねけども、その時の議論をどのように考えて、次のというんですか、もう直ぐまた、幹線工事なり、また面整備の時でも、推進というのは、最近特に採り入れられておると思うんですが、前回でもなぜなのか、素人が考えても分からない、なぜ、工期延長だけをせないかんのか、ということね。そのことについて、担当として、どのように、テスト、設計の段階で、どのようにしとくことが、いいのかどうかということですね、そりゃ、金額が変わってないんだからいいんだらうと、いう事では済まされない問題だと思うんです。そのことによって、設計段階でのテストが横着になってたということも、考えられるのでね、そしたら、その金額が正しかったのかどうか、節約してたんじゃなくて、きちっとしたものが出来てない、成果品が上がってないのに、それだけの費用を払ったというようにも考えられますのでね、その点、担当課というんですか、では、どのような反省をされているのか、反省というんですか、これからやっ行ってこうとされるのか、お聞かせ願いたい。

下水道課長 工期延長の契約変更をお願いした時点で、さまざまなご意見をいただいたところでございます。それらの意見を慎重に受け留めまして、今後、測量調査の段階におきましては、勿論のことでございます。発注後におきましても、業者であれば専門家でございます。そうした考察等、いろいろ採り入れ、業者とも十分検討を進め、協議を重ねてい

くよう、留意していきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

小野委員　なぜ工期だけが延びるような、議決をしていかなければならないのか、あの時も、その工期の明記だけは止めておくというような、また案も出とったんですよ。議会を開会する必要が生じる、生じないというような議論もあったと思うんですが、どうしても、こういう明許繰越の計算書の議案も出さなければいけなくなってくるし、それは慎重にやってもらいたい、そのように思いますので、よろしくお願いいいたします。

委員長　ほかにございませんでしょうか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として報告について了承することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長　異議なしと認めます。よって報告第7号については当委員会として満場一致で了承すべきものと決しました。

委員長　次に、継続審査について審査することと致します。

(1) 公共下水道事業に関することについてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。谷口下水道課長

下水道課長　継続審査であります公共下水道事業に関することについて、それでは、平成17年度に町が整備を進める予定区域の説明をさせていただきます。

資料1をご覧くださいませでしょうか。

まず、幹線管渠であります①の龍田北汚水幹線2工区工事、施工延

長約900メートルをはじめ、事前委員会でご報告させていただきました発注済み箇所2つの工区、②と③を含め龍田北1丁目地内、法隆寺2丁目地内、阿波2丁目地内、興留6丁目地内、服部1丁目地内及び小吉田1丁目地内の工区で、面整備の管渠延長で約4キロメートル、総面積約12ヘクタールの整備をすすめていく予定でございます。そのことから、平成17年度末には面的整備で約112ヘクタール、管渠延長で約33キロメートルが完了することになります。

また、一団の区域の整備が完了する地域から、順次、供用開始にむけての準備も並行して進めてまいりたいと考えております。

次に、資料2に参考として提示させていただいておりますが、これは一般質問のなかでもありましたが、地域再生計画にある汚水処理施設整備交付金事業の活用であります。

本年度、公共下水道事業といたしましては、通常为国庫補助金と交付金の特性を踏まえた状況に応じた活用を行い、国庫補助金が削減されるなかで、補助金と交付金を活用することにより、補助金の影響を少なくし公共下水道の整備を図ることとするものであります。

この交付金のメリットとしましては、計画期間内の財源確保、年度間の事業量調整、異なった施設間の事業費の融通など事業展開が多用であることが主なものであります。そうしたことから、地域再生計画の汚水処理施設整備交付金を活用するため、公共下水道事業と合併浄化槽の整備事業を合わせて地域再生計画の認定の申請をしております。

資料の一枚目には交付金制度の特徴を、二枚目には交付金制度の概要をお示しいたしております。三枚目には国の平成17年度の予算の概要をお示しいたしておりますが、中ほどの総括表の国費の16年度の比較では91%であります。平成17年度に300億円の交付金の予算措置をされており、これを含めると、括弧にある95%となります。

本町では、本年度、交付金事業費で4億円の認定申請をしているところであります。

そうしたことから、内定通知が今月末になる予定であり、内定通知後、すぐに発注できるよう準備作業を進めているところであります。

次に、公共下水道の供用開始の状況でございます。資料3をご覧くださいいただけますでしょうか。

6月8日現在の状況でございますが、確認申請受付件数が305件、検査済み件数が179件であります。

また、融資あっせん利用件数が6件、浄化槽雨水貯留施設転用申請件数が2件であります。

今後も、公共下水道の利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

次に、下水道におけますP I、パブリック・インボルブメントモデル事業についてご説明させていただきます。資料4に概要を示させていただきますいております。

このパブリック・インボルブメントとは、本年度、社団法人日本下水道協会と共同で、モデル事業を本町で実施するものであります。

このP I 事業は公共事業において施策の立案や事業計画、実施の過程で関係する住民や公共下水道の利用者に情報を公開したうえで広く意見を聴取し、それらを計画作りや事業の実施など行政の意思決定に反映させる手法のことであります。(2)の目的としては、事業計画や施策の実施について行政の持つ情報を住民に提供したり、行政の事業について住民から意見聴取することにより行政に対する住民の要望や事業推進に有効な情報を把握する、また、住民への情報提供や意見交換を通して、事業や行政に対する住民の関心を高め、理解を深めていただき事業計画や実施内容に反映させることを目的としております。

(3)の効果としては、住民参加活動を行う過程で、事業目的や要求を明確化し、組織化することができるため、全体的な意思決定におきましても良質の決定を増やすことができ、住民参加によって事業の重要課題や問題点を早い段階で住民が認識することができることから、行政と住民が相互に問題を共有し理解を深め、より効果的な事業管理に備えるなど住民との合意形成が進み、関連する費用と時間を縮

小できる等ございます。

次に、二枚目、3の下水道事業におけますP I導入の目的、考え方でありますが、P I導入の段階種別といたしましては、構想段階から事業着手、事業着手から供用開始前、そして供用開始後という段階があり、当町はそのうちの供用開始後ということであります。

さらに、この段階での課題は、下水道の整備年度計画の策定、接続率向上施策、適切な維持管理、下水道料金、負担金の理解促進等があり、その手法の例といたしましては住民説明会、意見交換会、アンケート調査、パンフレット配布、広報誌掲載、インターネット・ホームページ掲載、PRイベント、勉強会、見学会などがあり、モデル事業実施の具体案については、今後、日本下水道協会と協議を進めていく予定であります。

以上簡単ではございますが公共下水道に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

中川委員 一つ教えていただきたいのですが、申請受付305件のうち、集中じゃない家、各家、各家の浄化槽は何件か、教えていただけますか。

下水道課長 305件中、208件が集中浄化槽の区域ですので、差し引きいたしまして、97件が各戸の浄化槽家庭だということですのでよろしく願っています。

中川委員 97件のうちで、浄化槽雨水貯留施設転用申請総数が2件ということで、限りある資源、水道を大切に使う、また浄化槽の産業廃棄物というんですか、を少なくするというので、件数が少ないように感じるんですが、そこらのPRというのか、行政の方からお願いというんですか、指導というんですか、しておられないのか、お尋ねしておきたいと思います。

下水道課長 問合せ等は、割とございます。それに応じまして十分説明はさせていただきます。実際、排水設備の指定工事店につきましても、見積の依頼があったときに、こういうものがあるという協力をして説明していただいているところがございますが、現段階、2件ということでございます。今後も、それらにつきましては十分PR活動していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

中川委員 浄化槽じゃなしに、旧の汲取りというんですか、浄化槽の入っていないおうち、そのおうちはこの中に何件ぐらいあるんですか。

下水道課長 記憶の方が定かではないんですが、数件程度です。

中川委員 浄化槽雨水貯留施設の転用というんですか、その申請がもう少し増えるように努力してもらえるように、よろしく願いしておきます。

小野委員 中川委員の関連でちょっと聞かせてもらいます。305件、その内で集中浄化の地域が208件ということですが、そうしたら、面整備を進めていった場所、興留地区が早かったと思うんですが、そこらの方での申請状況というのは掴んでおられますか。

下水道課長 興留2丁目、4丁目、5丁目、一番整備が早かったところといたしますと、阿波1丁目も含めまして、興留東1丁目等の自治会でございますが、その辺につきましては数字は把握しております。具体的な数字といたしましては、現段階で興留東1丁目11件、阿波1丁目1件、興留2丁目4件、興留4丁目2件、興留5丁目9件というような数字になっております。

小野委員 予算委員会の中でも対象戸数の割に申請を受けるのが少ないじゃないかなという意見もあったと思うんですけど、面整備やりかけたのは、

確か、4年か、5年ですので、供用開始ができるようになって、そういう申請が挙がってくるもんだと、もっと期待してたんですが、それと、その中で、この浄化槽雨水貯留施設転用ということで、打ち出してますし、それが弊害というか、申請を遅くするんかなと、この処理についてね、こういう制度を設けていただいて、申請がもっと早まると思ったんですが、今も中川委員が2件で少ないやんかという感じですが、そのことについてどのように、勿論、それらのPRはやっていただかなあかんですが、申請をもっと増やしていくと、予算委員会での予測として300件でしたかね、今年度300件達成できるから、もういいやというような感じでは勿論進めておられないと思うんですが、その点、どのように思っておられるのか、予算委員会での意見等も踏まえて、返答してください。

上下水道
部長

今、ご質問ございますように、全体で305件となっております。これについて分析いたしますと、今課長から申しあげましたように、集中浄化槽以外につきまして、97件となっております。逆算いたしますと、今年度、今面整備ができています戸数が約2,000戸ございますので、これからすると率的には相当、97件から約200引きますと、1,800件ですので、この内の97件というと率的に低くなっておりますので、町といたしましても、今後とも各自治会に接続していただくようお願い申し上げますとともに、興留地域につきまして、集中浄化槽の区域がございます。これについても、今年度に入ってから自治会長さんにお会いいたしまして、集中浄化でありますので、なるべく早く繋いでいただいて、負担金等もございますので、よろしくお願ひしたいという説明はいたしておりますが、今後また、夏以降、秋に掛けまして、相当落ち着いてきますので、この時期にまた再度、お願ひに行きまして、接続率向上に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

小野委員

PIモデル事業ということで、今回初めて委員会での説明でよろし

いですね。このことについてもね、いつこういう形でということが決まったのか、定かじゃないので、質問が間違っていると思いますが、その前に、先ほど課長から文字の訂正で高いレベルという事ですが、その前の決定の妥当性と言われたように思うんですが、正当性と妥当性、ちょっと違うように思うんですが、どちらが正しいんですか。

下水道課長 決定の正当性をお願いします。

小野委員 P I モデル事業というのが、実は、私も聞かせていただいたのが、提出議案説明を読ませていただいた時に、今後進めていくというようなことが書いてあって、今日の委員会を出していただけてますので、町としてはいつからこういう形でやっけていこうと、そしたら、この事前の委員会の時にも、出せる事はあったのかなということも考えられるので、その点どうなんですかね。

上下水道部長 下水道協会の方から町の方にお話がございました。こういう事業で共同でできないかなということで、お話がございました。その時、町といたしましても、公共下水道を進めていく上で、マイナスの要因にはならないということで、お受けしますということで、それを持って帰って下水道協会の方で協議をされておりました。正式に決定になりましたのが、前回の委員会の後になりましたので、本日の委員会に正式にご説明するという事になっておりました。不透明な状況でご説明いたしまして、他にも候補地があって選定された中で漏れ落ちになったらいけませんので、今回、説明をさせていただいたという事で、ご理解をいただきたいと思います。

小野委員 そういう時間的な差というんですか、決定されたことについては了解しましたし、今の部長の、何もマイナス要素じゃない、私としたら、今更という気持ちもあるんですが、目的、考え方で、供用開始後という事で、斑鳩町は、そういうポジションで、これからいろいろ議論し

ていくという事ですので、前向きな姿勢という事を、今後とも、他の事業でお願いしたい。今、下水のそれは結構ですが、他の水道であろうが、建設の方であろうが、農業委員会の方であろうが、いろいろ、それはしっかりと皆さんに認識をしておいてもらいたいと思います。

それと、汚水処理施設整備交付金制度という事で、これも今回委員会で初めてですね。でないと、私は地域再生法で一般質問させていただいて、こういう事もあるということで、そしてその答弁の中で、進めておられるんだということで、評価はしてるんですが、確か、5月12日にマニュアルというんですか、それが出来てきたと思うんですが、確定してきたんだと思うんですが、その点、これはいつ頃から、こういう事に着目されて、今のような状態になっているのか、何も遅いと言ってないですよ。どういうあれでされたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

上下水道
部長

これにつきましては、県から今年度の2月の後半か、3月の初めだっと思うんですが、国庫補助もあるが、こういう交付金事業。斑鳩町の場合、今年度予算、国庫補助申請の段階、概算の申請の段階ですが、平成16年度で4億円申請をいたしておりました。平成17年度では公共下水道だけでしたら、5億円の申請となっております。質問者もご承知のように、国庫補助金につきましては昨年の三位一体の関係の状況になっておるということで、こういう交付金制度もあるということで、県の方から交付金として、一部使ってほしいという事がございました。その段階では地域再生というのは念頭にはございませんでしたので、交付金になってくるんだなという認識でした。そうした状況で、今年度4月以降ですが、内閣府の方から問合せがあつて、地域再生と合体にしなければならないということで、今、この申請を上げたという状況であります。

小野委員

部長、答弁の言葉でね、気になる事がたくさんあるんやけど、使ってほしいと県が言ってきたからとか、内閣府からどうのこうのじゃな

くて、こちらから研究してやってるんだということをね、堂々と言うてほしいなと思うんです。このことも、何か今の答弁からも受身的な感じを受けられるので、是非とも、もっと精力的に、先ほどの答弁していただいているように、前向きに考えていってるんだということを打ち出してもらいたいと思うんです。でないと、遠慮がちに言うておられるのかなと思うんですけど、なんか、あてがわれた仕事しか、あてがわれた交付金とか、あてがわれた補助金だけでね、事業していくのかなというように勘違いされますから、どんどん、どんどん住民のために、どういう補助金があるんだということをね、建設水道常任委員会ですから、特に他の、事務方というんですか、事務の方もその事は認識してほしいなと思います。やはり、どんどん、どんどん住民のために事業をしていくんだと、その前向きの姿勢が必要やと思いますねけどね。そしたら、私は、一般質問させてもらったという事もあるので、こういう事をやっているということを建設の常任委員会でも報告する機会はなかったんですかね。進められた時点で。

上下水道
部長

報告の機会といいますか、前回の事前の委員会の段階で、申請中ですよと、今年度については国庫補助金、昨年度まででしたら国庫補助金だけでしたけども、交付金事業も使って、下水道の整備を進めていきたいと考えておりますという説明は、前回できたと思いますが、実際問題やってなかった事につきましては、この場をお借りしてお詫びしたいと思います。先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、先ほどもご説明申し上げましたように、公共下水道、斑鳩町の場合はまだまだ遅れておりますので、積極的に進めていくためには町単費だけではとても出来ませんので、いろんな財源を活用しながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

小野委員

確か、一般質問の中であった答えで、こことは違うんですが、例えば、バイパスなんかなかなか進んでいない、少しずつやられているということで、そしたら、今は京奈和の方へ国が目を向けているとか、

そんな話はね、ああいう場所ではないんやと、やはり、斑鳩町の中での事業をしっかりと、進めていくんだと、それを聞いたら、なぜ、バイパスがああして進まないのかというたら、京奈和が国としたら目を見てるからとか、そういう感じで受け留められるのでね、もっとしっかりした説明もして行ってほしいなど。それと、今、私がこの事で、時間的な事で、委員会に後になってるんと違うかなということ、慎重にされているということで評価してますが、やはり、いろいろな計画段階、いろんな事で、やっぱり委員会に報告は早い目にしていきたい、その事だけお願いしておきます。それで終わります。

委員長 他にございませんか。

吉川委員 まず、1点目ですが、資料の3で、305件申請されて、検査終了が179件ということですが、実際に申請を受けてから検査完了までにどのくらい日程が掛かるのか。それから、PIモデル事業の関係なんですけれども、これを読んでみても、一番最後に書いてますようにですね、PI手法例と書いて、意見交換会とか、住民説明会とか、アンケート調査とか、パンフレット作ったり、広報誌出したり、大変ですね。先ほど申しあげました接続の申請等についても、予算の委員会で申しあげた訳なんですけど、人数的にやって行けるのか、どう考えておられるのか。それと、3番目に書いてある導入の目的ですね、1から3まであって、供用開始後ということで、決められておりますけれども、なぜ3番の供用開始後を選ばれたのか。私は、構想段階から皆さんに説明を申しあげ、理解を求めていくのが事業遂行の一番根本というのか、早い着手につながるんじゃないかと、これは私だけで考えているだけで、そちらはそちらの考え方があろうと思うんですが、なぜ3を選ばれたのか。それから、今日のこれには入れてないんですが、平成22年までに、今日現在、認可もらっているところを、やりたいという事なんですけど、その計画図を出来れば示してもらいたい。以上4点、よろしくお願ひします。

下水道課
長

まず、1点目でございます。申請から完了検査までの期間でございますが、完了検査までの期間につきましては、各家庭の工事の日程によってさまざまでございます。基本的に申請を受けまして、10日以内には確認通知を下ろしております。完了まで、大体、1ヶ月から40日ぐらいまでで出来ると、平均的な今までの実績はそれぐらいで完了しております。

次に、P Iモデルの関係ですが、これにつきましては、作業につきましては現段階、申請等はいろいろな申請が出てきておりますが、順当な形で、説明させていただきましたとおり、申請から検査まで順調に進んでおりますので、これについては控えさせていただきます。

3番でございます。目的の点で、供用開始後を選ばれたかということでございますが、P Iモデル事業につきましては、先ほど部長からもお話がありましたとおり、最近、決定されて打診があったというようなことでございます。下水道のモデル事業として今回斑鳩町が初めて選定されたということでございますので、当初からやるべきものであったと思いますが、今回、供用開始後、丁度、タイミング的に供用開始して直ぐ間なしの町が斑鳩であったということで、この手法を選んでおります。4点目の平成22年までの計画のシミュレーションですが、残りの区域につきましては、次回、資料を提示させていただきますので、よろしく願いいたします。

助 役

上下水道部下水道課の職員増の考え方について、お聞きでございますが、先ほども説明をしておりますように、公共下水道事業全般につきましては、非常に事業量も多くなっておりますし、仕事の量も増えるということから考えまして、7月1日をもって、職員増を図ってまいりたいと、このように考えます。

上下水道
部長

谷口課長からP Iについて、どうして供用開始後とございました。説明いたしますと、構想段階から事業着手というのは、斑鳩町を例に

とりますと、平成3年度から設計に入っております。平成4年から工事に入っております。ですから、構想段階というのは都市計画決定を打つ段階とご理解いただきたいと思います。そういう段階ですので、斑鳩町は過ぎている。②の事業着手から供用開始、斑鳩町の場合に当てはめると、平成4年から工事をやっておりますので、今年の3月31日供用開始しました。この間が②に該当すると、自動的に斑鳩町は供用開始になっておりますので、③の段階におきまして、今後、事業認可区域の残事業の工事をどこからやっていくとか、その方への説明をどうするか、また、今後新たに事業認可を追加決定をやってまいります。残り200、何ヘクタールかございますので、この区域の事業認可の年次をどうやっていくかというのを、いろんな住民の意見を聞きながらやって行こうということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

吉川委員 一定の答弁をいただきまして、今後も最大の努力をしていただきたいと思います。説明を聞いてみますと、そうなる解釈は持っている訳なんです、実際には事業の目的等も構想段階から私はやってもらいたい。しかし、部長説明されましたので、多くは申し上げませんが、今の段階では3番しかどうにもならないと。これをやっていくのには、大変な皆さんにはご苦勞を掛けるとは思いますが、今後の下水道の普及に向けて、また、維持管理に向けての一つの手段というのか、方法だと思いますので、お互いに力を合わせてやっていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

中川委員 吉川議員さんの質問に関連しますが、下水道課の職員さんを、今何名で、何名増員されるのか、教えていただけますか。

助 役 今、5名でございます。1名を増員して充實を図りたいと考えております。

中川委員 1名というのは新規にか、それとも、よその課から配属されるということですか。

助 役 異動として実施してまいりたいと考えております。

中川委員 その異動で、元々おられた所が今度は手不足になるというのか、厳しくなるという状態にはないという課があるということで、よろしいですか。

助 役 そういった事を十分配慮いたしまして、そういった事がないように努力してまいりたいと考えております。

委員長 他にございませんか。

小野委員 今の関連して、もうちょっと私の事ですから、きつく聞かしていただきたいと思います。中川委員も聞いたように、下水道の供用開始に向けて、早くからいろんな議員さんがいろんな場所でこういう手続き的なこともあるからということで、さかんに、12月議会ぐらいからですかね、早くから提案していたと思うんですよ。それが予算委員会でも、吉川委員もそういう事おっしゃったし、予算委員会でも一番心配していたことだと思うんですが、7月1日からでもということで、これは誠に英断をもってされるという、その時はだめだというような感じでしたので、このまま頑張っていくんだということで、部長からもそういう話を聞かせていただいていたんですが、7月1日からということで聞かせていただいて、それはどうなんですかね、4月から事務的にやって、やはり住民に迷惑を掛けているからということで、他の課の職員をそちらへ応援に行かすというんですか、今年度は5名でやっていくと言って、決意も部長からいただいていたと思うんですが、4月からやはりちょっと無理だと言うことで、判断されるのか、誤解のないようにお願いしたいのですが、何も7月1日から1名そちらへ

回していただくということは、弾力性をもって、行政を住民のためにやっただいていてということに関しては何ら異論はないんですが、そういう事で、またされるようになったのか、それと中川委員も心配してますけど、異動する職員の場所にとっては、歪がこないのかと心配があるんですが、その点はどうなんですか。

助 役

いろいろご心配をしていただきまして、ありがとうございます。予算委員会におきまして、現在の体制、5名でやっていけるという事を部長も答弁していたわけでございます。我々もいたしましても、5名の職員をもって、一生懸命に事務、工事をやっただいて、供用開始にこぎ着けていただいたということで、非常に評価し、5人で十分できるということを確認していたわけでございますが、その後、P Iモデル事業や交付金制度などの、いろいろな事業が増えてまいりました。また、公共下水道の接続の申込件数においても、非常に当初思っていたよりも少ないような状況で、今では305件ございますが、そういう状況も含めて、やはり啓発等に努めなければならないし、また、地元説明会についても、さらに徹底した方法で行ない、公共下水道事業の普及に努めてまいりたいと考えまして、職員を1名増加したいと思ったわけでございます。これによって他のセクションが大きな打撃を被るとか、また職員不足によって事務が停滞するとかということがないように、それぞれのセクションの中での状況を考えながら、異動に努めたいと考えております。

小野委員

下水道課だけじゃなく、前からもちょっと言っていたと思うんですが、例えば最近でしたら、法定外公共物の譲与を受けるという申請のあれが始まったのが、13年か、4年だったと思うんですが、その時点から建設課の担当の方で、何とか職員を増やす方法を考えてもらわんなら、遅くなるだろうし、なかなか思うように進まないのと違うかなということも心配しておりましたし、なんとか最終に譲与も受ける事ができたんじゃないのかなと、その間にいろいろ紆余曲折があった

と私は考えております。そういう事も心配するから、議員も下水の供用開始については、早くから皆さんいろんな意見を言っていましたし、職員の適正配置というのに対しては、私らが分からない範囲の事で、いろいろあると思うんです。その職員の資質とか、いろんな事があって配置も考えておられるし、少ない人数の中で効果的にという事で異動を考えておられると思うんですが、できるだけいろんな意見を聴取して、4月の定期的な異動のときにやってもらいたいし、今後もその時、その時の異動はあるということで解釈させていただきますので、意見として言っておきます。

委員長 他にございませんか。

浅井委員 浄化槽の雨水貯留施設転用申請が大変少ないと思いますが、この浄化槽の雨水貯留施設というのは、建設水道常任委員会で見学に行っただけだと思います。再利用ということで。家の浄化槽のあるところによって、ちょっと条件が悪かったら再利用するのがちょっとしんどいかなと思うし、田舎といたら昔、汲取りになっておって、どこでも掘ったけど、ここへ雨水を入れるといたら条件的に無理ですねん。新しい建てている家だったら、どう言うか、レベルをもって浄化槽へ流れるように、雨水は別になってますが、雨水がそこに入りやすいという条件があれば、この利用はしていただけたらと思います。中川議員さんが言われるように、水の大切さといったら、雨水を貯めてもらって、それで庭に水をおいたり、ちょっとしたものを洗えるという事で、見学行ったけど、その時に見せていただいたんですが、やっぱり条件が悪いという事で、2件というような形ですか。それとも、ここのやったら再利用を頼んで再利用してもらえるなというのが、多いですか、今日までの合併浄化槽、いろいろ混ぜてですよ。供用開始してきはって、浄化槽再利用するという事は難しいですか。条件的に見て。家の形にもよるし、浄化槽が家の前にあるのと、奥にあったら、その水を今度め、庭へおこうと思ったら、ポンプで上げてここまで持ってこんなん

という、そういう悪い条件ありますか。

下水道課
長

一つ、代表的な条件といたしましたら、汚水の集まる所と申しますと、まず浄化槽の近辺であるということから、敷地に余裕がなければ浄化槽のところに公共マスを設置するということがあります。そうしたことから、雨水貯留の施設に転用することができない事例がございましたが、それにつきましても、いろいろと構造的なものとか、それについてのPRとか、今後も対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

浅井委員

課長言われたように、条件によってその家の設置場所がちょっと悪いとか、また、ポンプアップで水をおくのにホースを延ばさんなどかという条件あって、申込み少ないかなと思いますんで、私らでも浄化槽あるけども、ここへ雨水を入れようと思ったら、勾配がとれしませんね。そこへ水はいらんだら、浄化槽いつも空っぽ、水道水貯めるような状態になるから、うちらでも条件悪いなと思って、これが家を建てられた時に雨水もそこへ入るような設計でやっとならいいけど、ぐるっと回ってきて、勾配取れなかったら水が貯まらんと、結局やっとなら水道水貯めておかないかんような感じになったら、申込みも少ないのかなと思って、お聞きしたんですが、できたら条件のいいところは進めてもらったらいいと思いますけども、少ないというのはなんかそういう所がひっかかるのかなと、そんな感じしたんですけど、工事の時にこないなっていう事が分かったら、専門的にできるだけ協力してもらえようをお願いしていただいたらと思いますので、下水道の方で考えてできるだけ余計にそないしてもらったら、水の大切さが分かるので、よろしくお願いいたします。

委員長

他にございませんか。

私の方から1点だけ、確認とお願いというんですか、したいんですが、平成17年度の公共下水道工事の予定箇所ということで、1番に

龍田北汚水幹線2工区ということで、これについては測量調査設計業務が3月25日までには既に完了していると思うんですが、工事の概要ですね、お聞きしたいんです。推進工、泥濃式であるのか、その口径がいくらか、ほとんど推進だと思うんですが、開削の箇所、そして立坑の箇所数、実施工程表が出ていると思うんですが、推進工の何月から何日ということで、分かる範囲でよろしいです。

上下水道
部長 今のご質問につきまして、次回の委員会だと思うんです。町といたしましては、ご存知のように5千万円以上の工事になってきますので、その段階で工事契約の議案書を出させていただきますので、事前委員会の中で、今、おっしゃられた事につきまして、詳しい図面、マス位置、延長など書かせていただいて、工法も書かせていただいて、事前委員会に出して、契約についてのご審議をいただくということでさせていただきますと考えておりますので、どうでしょうか。

委員長 といいますのは、ここが通学路になってますので、それと車が頻繁に交差するところなので、そういう事から考えると、工事との関連でどうなるのかなということをお聞きしたかったんです。

上下水道
部長 ご指摘の項目もありますので、前回も簡単なA4 1枚程度でしたが、もう少し詳しい形で出させていただきますので、通学路等にも配慮していくということをご理解賜るような図面を作っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

小野委員 委員長が先に言われて、先ほど浅井委員の質問の中で、私もあまり分からなかったから、多分、私が建設委員会に居てなかった時のかなと思って引っ張り出してきたんですが、その間に委員長が質問されたから後になりましたが、補助金交付要綱（案）、この案が通ってるんだと思うんですが、要綱として出発していると思うが、その中で、第2条の（4）補助事業の中に、浅井委員がおっしゃったようなポン

プの設置とか、最大の目的が雨水活用による上水道の負担軽減及び降雨時の内水対策に寄与することと、水資源利用を図ることを目的とし制定するものです、ということで、出されておったと思うんです。先ほど浅井委員が心配されておられたような、ポンプの設置というのが、補助事業の中に入っているんだと思うんですが、その点どういう事なのか、はっきり言ってもらえないかと思うねけど、ちょっと説明してくれますか。

下水道課長 勿論、ポンプ施設、公共下水道の配管替えではなしに、雨水渠の配管替えというのが該当します。そして、委員おっしゃいましたポンプ費用、これも含めて補助対象になるということで、ご理解いただきたいと思います。

小野委員 ということは、それらの事もパンフかなんかできて、住民に説明しておられるということで、理解したらいいんですね。そのうえで、2件しかないということはどういう事なんですかね。

上下水道部長 ご質問ありましたように、広報にも載せております。冒頭課長から説明ありましたように、申請があった段階で、パンフレットを持っていていただいて、業者の人に、各個人の方にやっていただきたいというお願いをいたしております。これにつきましては、どういうことかと言われても、例えば去年でも見に行っていたと思うんですが、高松市ですが、当初から申請自体は実質的には少ないというご指摘も委員さんの中からありました。施設としては非常に良いところ、貯めて後、出さないとボウフラがわいたり、そういう心配もあるしということで、うちとしては利用は有効に利用していただいたら、大変効果のあるものだということで、利用していただくんですが、住民さんにとっては、やはり今まで使ってきたものだから、ちょっと何か抵抗があるような感じをされる方もおられます。そういう事が出ない方は申請をしていただいております。そのようにご理

解いただきたいと思います。

小野委員 転用補助金交付制度というのを採用してね、いつも言うように、作るだけで利用者が少ないというのは不成功なんですよね。だから、もっと、これを作ったからにはもっとPRして、今部長おっしゃった、利用者ただそういう考えでおられるのだったら、それを違えますよというようにね、今の環境問題もそれですよんか。全体の事を考えて、皆さん、協力してください、環境問題も考えていきましょということですよ。この議案の時の要旨ということで、立派な言葉並べてるんですよ。だけど、浅井委員もポンプの設置と言ってはったら、ポンプにも補助金はあるんですよということも、しっかりと言うて。今言うてはるボウフラわくとか、水のどうのこうのとか、以前に浄化槽使ったものを飲み水にするのと違えますやろ、上水道の負担軽減というのは飲み水にするという意味じゃないですよ。だから、それを使うのにはこうして使うんですよということを、もっと話しなかったら、制度はあるんだと、だから町としては制度作ったのに、みんな利用されないだけだと言うのは、やはり議員としては何してるんやということに、言わざるを得ないと思うんです。

上下水道
部長 ご指摘ありました事についても、対面式にご説明いたしておりますが、もう少しパンフレットについても考えていって、再度もっと良いPRについても考えて、利用促進を図っていきたいと考えます。パンフレットについても、もう少し考えながらやってきたいと思っておりますし、ご指摘あった事につきましても、説明の中では相手さんにはやっておるんです。けれども、相手のご理解をいただいてないということは説明不足と指摘されても、もう少しご理解いただくようなパンフレットも作って、PRに努めてまいりたいと思います。

小野委員 パンフレットがどうのこうのじゃなくて、説明の仕方に魂がこもってないんじゃないのかなと、私は指摘しておきますので、頑張ってく

ださい。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

委員長 次に、各課報告事項について、(1) 前回委員会の指摘事項について理事者の報告を求めます。

建設課長 前回の事前委員会で2件のご指摘をいただきました。そのうちの事についてご報告を申し上げたいとおもいます。まず始めに道路整備5ヶ年計画のうち、町道437号線についてであります。これにつきましては、本年度工事として、平成17年4月28日から平成18年2月28日の工期をもって、現在工事を進めている区間についてであります。

関係地権者との立会い等を行い、確認いただきましたところ、現況と公図が相違している事から、これは地籍混乱等がありまして位置図として示したものであり、ご指摘の農業委員会の通知資料といたしまして添付したものについてであります。この件につきましては、他に用地買収した土地の地番の場所を示したものもあります。また、取得いたしました農地の土地の・・明細書につきましても、合わせて添付していたところではありますが、今後資料につきましては、誤解を招かないように十分注意しながら資料作成をいたしたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

次に県事業の関係につきましてもの件でございます。これにつきましては、それぞれ箇所ごとの予算についての報告とのご指摘をいただき

ました。県に確認いたしました。それぞれの箇所の予算につきましては、流動的な事もあるため、予算額の提示は難しいとの事であり。そういった事からそれぞれの箇所について、17年度としてどのような取り組みをされているか、先日の一般質問に対する答弁と重複する部分もありますが、簡単に各それぞれの箇所ごとにご説明をしたいと思います。まずはじめに三代川の河川改修についてであります。JR南北約200メートル間の計画区域内の現況調査及び境界の立会につきましては、一定の確定はなされておりますが、一部民間の未確定な箇所があり、また公図の混乱しているという地図訂正が必要なことから、現在県におきまして取り組んでいただいているところでございます。また、一昨年家屋調査として3戸実施されましたが、その調査結果が本年2月にまとまりましたことから、今後県におきまして、今日まで家屋調査を完了されている関係者及び地権者に対して、交渉条件のところの方から順次交渉を行っていただくという事を確認いたしております。町といたしましても、県とともに地元関係者との調整役といたしまして事業の推進に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に富雄川の改修事業でございますが、現在行われておりますJR橋梁工事が平成18年3月で完成する事から、その後順次進められていると聞いておりますが、上流河川に農業施設の安堵井堰がある事から、これらの施設づくり、及び補償関係について、現在交渉をなされておりますが、整備後の施設管理等種々協議を行っていただいておりますが、時間がかかっている状況との事であり。

次に国道168号線、国道25号線交差点の龍田大橋部分における右折レーンの改良工事の進捗状況についてであります。地元役員や地権者のご理解とご協力をいただきまして、地権者4名のうち平成16年度に2名の方と契約を完了いたしました。残り2名の方との契約も本年近々契約を完了されると聞いています。なお、現在居住されている方々が、建替え及び移転していただくには、していただいた後に工事着手になる事から、現在はその準備を行っていた

だいているところであると聞いております。

次に、県道大和高田斑鳩線の御幸大橋部分の右折レーンの関係でございますが、昨年度高田土木事務所におきまして、現況調査等を実施され、本年度は大和川工事事務所等との関係機関との協議に入るとお聞きいたしております。

次に、県道天理斑鳩線の拡幅改良事業でございますが、地元との協議の中で、三代川の河川改修と一体的に行うべきとの事ではありますが、できるだけ早く道路を整備を進めていく必要があります事から、昨年度一部契約されたところもあります。その後の、その他の地権者の方へ対しまして県としても地権者との交渉を行っていききたいとの事ではありますが、町といたしましても地元との調整に努力してまいりたいという風に考えております。

次に大規模自転車道の関係でございますが、斑鳩町内の進捗状況は、現在東洋シール東側から北上して、新業平橋までの間につきまして立会が完了いたしておるとの事でございます。本年度はその区間の方々と用地交渉に入るという事でございます。

次に、県道大和高田斑鳩線法隆寺跨線橋橋梁補修工事についてであります。先般、郡山土木事務所より、法隆寺跨線橋の補強工事を行うという事で協議が町の方にありました。工事の概要といたしましては、既設の橋脚5基に対しまして、耐震性性能の向上のために、RC巻き立てコンクリート工法により、橋脚の各柱におきまして、コンクリートの厚みを施す補強工事でございます。これにつきましては、本年度7月頃からの予定という事で伺っております。なお、下部につきましては、現在の町の駐輪場の使用している関係もございまして、担当課と協議を進めているところでございます。

以上、簡単ではございますが、県事業のそれぞれの箇所の現在の進捗状況と今後の取り組み等につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

吉川委員

この前私の方からお願いをしておきました件について、今報告があったわけなんですけれども、金額等については全然、前の時は三代川1億円という部長からの答弁もいただいているわけなんですけれども、その一步の前進もないように思うんです。そこらは斑鳩町としてどう考えておられるのか。新御幸橋ですか、御幸橋としても県は県で、交通量調査というのか、渋滞のポイントを挙げていただいていますので、調査をしておられるわけ。町として、調査というのか、された事があるのか。最大渋滞の長さがどれ位あって、通過時間がどれ位かかって、その位の調査をして、やっぱり県へこうあるんだ、という事は私は訴えないといけないと思う。それが、どうも斑鳩町にはないように思う。同じ事ばかり申し上げて申し訳ないんですけども、この前の一般質問、木田さんの一般質問を取り上げて私が平素言っている事を全部また言ってくれはったわけやけど、実際にこの答弁読んで、努力していきますというのとはよく分かります。私がいつも申し上げますように、私達も努力しないといけないし、しかしやはりまず、斑鳩町がこの事を県へ訴え、解消してもらうようにできるだけ早い機会に、これ、今、課長から報告あった全部一度にやれ、というのは無理な話しだと思うので、しかしやっぱり一番前から言ってる地点とか、一番渋滞の激しい所から一つでも解決してもらうようにしないと、今の話し聞いてますと17年度みたいな解決、どれもありません。それを18年度に解決するために努力するという事は分かりますけれども、やっぱり足を運ばないといけないと思う。私はあるところから、これ全部もらってますねん。ここには全部余談まで全部書いてます。なぜ町はこれができないのかと思う。富雄川でも5千万円と書いてます。三代川は1億です。168号線は3億円、今年中に家の、先程も課長から説明あったのでおきますけれども、やってですね、18年度では事業やりますと言っているわけ。そういう事がなぜ斑鳩町としてできないのかね。私は一番、他のところはあまり分からないんですけども、右折レーン作ってくれという事は、168号線も私は歩道作られる時から言っ

ているわけ。御幸大橋についても確かに私も橋のところでの右折レーンは言ってます。しかし、あのレーンだけでは私は抜本的な解決にならないと解釈してるわけ。あそこを渡ったところ、あれは河合の町道やと思うんですけど、渡ったすぐそばに小さい川があるわけです。そこだけは狭くなっているわけ。あれをもうちょっと広げてもらったらあそこから向こうは3車線とれるはずですよ。高田へまっすぐ南向いていく路線、それから大阪へあそこでインターに乗る路線、それから天理へ行く路線、これは私だけの考えですけども、もしどうしてもできないのなら、特にあそこは私聞いているのは前にも、今はもうお亡くなりになりましたけれども、中岡議長の時にも私は議長の付き合いあったのでお願いしてたわけなんです。岡井町長にも言いました。今だったら河合町が協議しておられるのだから、私は個人で持っておられるよりも早く解決するんじゃないかなと思うんです。これ、個人にもくられて、今度やるといったら、大変ですよ。ですからそういう事も訴えて、私はやるべきだと思う。やはりいかるがホールの大きな事業、今度も9月23日に中村美津子が来ます。やっぱりこういう、年に一回の事についてはやっぱり終わったら一度に出られるわけ。余計に渋滞するわけです。それが為に周囲の方もみんな影響は受けてるわけなんです。それを見てから、今度新しく頼みに行っても、そんなもん、こんな状態やないかと、言われて私は斑鳩町の事業が遅れる一番の原因ではないかと。これは、私だけの考え方ですのでまた皆さんと意見は違うかもわかりませんが、何とかしてもらわないとですね、今日は都市基盤と違いますので言いませんけれども、法隆寺の駅の問題取り上げても一緒です。全体について、町としてどのように考えておられるのか、まずお聞かせ願います。すいません、特に富雄川の、JRの橋梁の関係なんですけれども、これは2回中止と、中断というのかやっていますな。一応13年からやってるわけなんです。13億6千万円もかけてやってもらってるわけ。今、先程申し上げた2度中止、中断も含めてですけども、した、その影響はあるのか、それは取り返しできるねん、だから18年度中には必ず完成できるんだと、

18年の3月31日という事で謳ってますけれども、実際にそれができるのかどうか。また雨がえらい降ったら中断やねん、という事では私は困ると思うんです。その事も合わせて分かってる範囲で答弁いただきたいと思います。

都市建設
部長

まず、JR橋の関係でありますけれども、当然出水期、出水期には中断、中止をしていかないといけないという事で、当然工期設定はその方向で調整をされているはずですので、来年の3月末の竣工という事については、橋桁も橋台も出来ておりますので、問題ないという事です。

斑鳩町内の国の事業なり県の事業なんですけれども、斑鳩町の都市基盤整備という事で、やはり町職員も一丸となって努力をして、県と連携を保って整備をやりたいというのは、委員ご指摘のとおりでございます。そうした事で、この17年度の事業について県の方に確認をしています。吉川委員おっしゃっておられますように、各箇所付けされた予算、これは県内部では持っているという状況があると思います。ただ、公表されている予算については、168の交差点についても、交通円滑化対策というような事業名で予算を取られております。その中に個々、何箇所か事業が存在するわけで、それを各土木事務所に配分をしていくという状況があります。その配分された金額、当然事業としては一つなので、その辺で流動的な部分もあるので、ここはこれだけですよ、という言い方は難しいという状況です。だから、だいたいの大筋の金額は吉川委員おっしゃっておられますように、担当して大筋の、だいたいどれ位の額になるのかというところについては確認もさせてもらいながら、やっているわけですけれども、それを実際にその金額を提示、公表するという事については、あくまでも、先程言いました交通円滑化対策、その中に事業箇所として掲載されていますよ、それで今年度の事業はこういう事業に取り組む状況になりますよ、というような形でしか報告をさせていただけない。誠に申し訳ないですけども、そういう状況という事でございます。できるだけ県と連携

を蜜にして、今報告をさせていただきました今年度の事業について積極的に取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたしたいと思います。

吉川委員 三代川一つ例にとっても、1億円つけてもらって、用地買収までやっていこうという県の意欲があるわけですから、やはり県と話し合いをして、もう斑鳩町構わんといてくれと、極端に言ったらなるかも分からんけど、私はそうではないと思う。やっぱり町も協力して、早く、また1億の予算が執行できるように、お互いに私は努力をしてもらいたいと思う。確かに毎回同じ事を申し上げて申し訳ないけれども、難しいのは難しいです。それは私も百も承知なんです。しかし、そう言って放っておくわけにはいかない。人命、財産守って、とっておきながら、やっぱりそれに向かって一つでも前進していかないと、もう少し誠意ある回答なり行動を私はとってもらいたいと思うんです。だから私は皆さんにも口悪く言いますが、私はこういう言い方しかようしないから、うまい事やったらいいねんけども、神南の総会でも言われるわけ。私はもう自分の思った事は皆さんにぶちまけて、そのかわり皆さんも言ってくださいという事を言ってるわけ。今度も最後に委員長をお願いして、委員会として私は県へも、斑鳩町議会の建設水道常任委員会として、私はやっぱり陳情に行くべきだと思うので、一回最後に委員長をお願いして、県へ一回斑鳩町の実情を訴えに、私はやっぱり行くべきだと思うし、そういう努力はやっぱり議員としてすべきだと私はいつも感じてますので、私は私なりにやってますけれども、しれた力しかありませんので、それをやっぱりみんなの力を合わせて県へ訴えていくべきだと思う。そう思いますので、確かに各事業について難しい点もあります。また、人数増やしてくれ、と簡単にいきません、今。その事もよく分かってます、分かっているけども、今の様な状態では私は斑鳩町は取り残されてしまうと思う。その事を肝に銘じて私はやってもらいたいなど。この間の一般質問の回答、また知事さん来られた時の回答を見ても、私ははがゆくてならんわけで

す。だからみんなでお互いに努力して、一步でも前進するように、お互いに、私らも努力しますので、皆さんもその事を肝に銘じて今後の行動に出てもらいたいと思います。これは、答弁にも助役さん、朝礼で町長は4月1日から新年度やから、やれるところからやれよ、要望に応えていけよ、という事も言ってはるわけです。しかし、いくら言っても一つでも見えて来なかったら何もなりません。これ以上申し上げませんので、是非とも意のあるところを察してもらって、私は前進ある斑鳩町の町づくりに邁進してもらいたい、強く訴えて私のこの件についての質問を終わります。

他の件でよろしいですか。

委員長 はい、どうぞ。吉川委員。

吉川委員 一つお願いしたいんですけれども、斑鳩町前から都市計画税いただいていますね。神南の場合でも全然、家を建てようと思っても家の建たない所があるわけですね。法適用以前の道路という事で、中心から2メートルバックして、それが道路という事で、みんなしたら建てられる場所もありますけれども、それもできない所もある。

委員長 すいません、吉川委員。その事項についてはその他の事項で、今の件についての。

吉川委員 もう、あれはそれで結構です。

委員長 他にございませんか。

小野委員 前回の委員会で私ちょっと失礼な事も言ったと思うんですが、この委員会は時が止まっているの違うかなという意見も言ったけど、また、今の吉川委員の話をしっかり聞いてもらって実際移してもらわないといけない。何回もこれを言ってはると思う。そこらの気持ちが全然、

受け止めてないんですよ。前回の委員会で指摘事項について報告しますという事で、それこそきちっと書いたもの出してきたらよろしいんですよ。同じ事ですよ、言ってるの、課長が言ってるのも。だから全体の事でたくさんありますけれども、それを言ったら時間いくらあっても足りませんので、また、答弁すぐいただけないと思いますので、2、3その事業について、県事業について質問させてもらいますが、的確に答えてください。

まず、三代川の方の事で、先程吉川委員もおっしゃったように、知事が来て答弁の中にも、構図が混乱しており、用地について努力しているところである。これは、文書でもらっている。そしたらね、もう以前から、10年ほど前から境界確定しないといけないとかどうのこのやって、その今の堤課長の説明ではね、境界確定の方はほぼ進んでいるんだけど、民民の境界についてまだ調整しないといけないから確定できないんだという事なんですけど、これはどういう事なのかなという事と、地図が混乱している、地図訂正が必要だと、県の方で鋭意努力されているという事ですが、この地図はいつ頃から混乱したんですか。その事によってこの地図訂正をしていく事によって、県からどういう協力方をお願いされているのか、いや、もう、県がやるやつだから知らんというのか、どれくらい、色々努力をされているというだけの返事では、調査に入った事にならないんですね。今の吉川委員がおっしゃっているような事で、今はどんな状態ですかと聞きにいくだけだったら、こんな子どもでもできるんですよ。しかし、担当課、斑鳩町の担当課として、それはいまどういう状態なんですか。私ら、吉川委員は議会からでも陳情に行きますよと言ってはるのは、こちらでできるやつはしますよと、10年間止まっている。奇しくも町長が20年前に立候補される時に言われたのと一緒ですよ、活力がなくなりますと。10年間活力がなくなっている、はっきり言って。それを活力と言うんです。だから職員の方は県の事業だけど、町として、斑鳩町としてどういう事したらよろしいんですか、と言って協力しに行かないといけない。その事についてどう考えておられるのか。地図

の混乱なんて、こんなもんすぐに分かってるはず、前から。今、地図が混乱してるから、これ、知事も。地図が混乱しており用地について努力している、あの時期から10年間止まっています。10年間の間に地図が混乱したのかという事です。何を、こういう事を言うんや、という事を言えるし、地図混乱の地域住民については、先程明許繰越の計算書の事でも言ってはった。吉川委員も難しい事分かってますと。だけど、こんなもん待ってたら、地図が完全に直ってしまうのかという事、それを活力と言うんです。その点も踏まえて答弁してください。

小野委員　もういいわ。だからね、報告するならそこらの事まで報告して欲しい。だから、もう三代川の事については、そういう努力をしてください。例えば県が地図訂正について、今どういう外注、発注してるのか、それについて町としては協力しないといけない事がたくさんあると思います。そこらに対してこちらはどういう体制してるのか、という事です。それと、御幸大橋の右折レーン、吉川委員もおっしゃっている。私らも個人的にも、私は河合出身ですからね、色々な話を向こうにしています。工事をする所は隣町の河合町です。だから、同じように昭和橋、以前にもこの委員会でも話しましたが、昭和橋、これは王寺の町長が国土交通省へ駆け寄られたと。そして、用地を触るところは斑鳩町です。その事でちょっと遅れてたけど、今やっとやれるようになりました。だから今の右折レーンについては、前からもみんなが指摘しているように、斑鳩町から出て行くのに、みんな通る人が困っている。停滞起こしてるのはこちらや、だけど工事をする所は河合町、隣の町。そこへは吉川委員もおっしゃったけど、中岡議長とも色々話されて、私は岡井町長に話させてもらっています。以前の、今はあれやけど、河合出身の県会議員とも話してます。何とかしてくれ、こういう具合にして協力してくれと。色々話してるんです。それでこそ出来る。そしたら、今日の説明、高田土木、当然河合の管轄でね。高田土木が大和川と協議してる、あれは確かに県道ですから、奈良県がするけれども、担当としては高田土木。あのね、大和川に架かってる橋、

明治橋の時も郡山土木と高田土木とで色々協議したんです。そういう事で協力しながら、その時の自治体の三郷町と王寺町はしっかりとタイアップ組んでやっているんです。それができていないんです。さっきの昭和橋は国土交通省と同じ国であっても大和川とそれとは、なかなか難しい問題あると聞いている、難しいというのは色々な協議をしなければならぬ状態、同じ国やのになんでやと私らは思うけど、それは協議しないとイケない。だから当然その道路の管理という事で、国道だから王寺の植田町長が国土交通省へ色々要請を出しておられた。そういう事例があるんですよ。私もそういう事もここで話させてもらったし、吉川委員も以前からそういう話しておられた、昭和橋についてしておられた。それに、今、協議をされているだけ、これだけで説明が終ったという事で済まされるんだったら、これはいつまで経ってもできないです。そしたら、三代川の方の話でも、回答もゆっくりいただけないという事ですから、三代川の方は結構ですけども、御幸大橋についての、斑鳩町としてどういう事をされているんですか。

都市建設
部長

御幸大橋の右折レーンでありますけれども、今まで大和川の河川事務所ですね、この協議すら難しい状況、こういう状況にあったんです。今、直轄で昭和橋の右折レーンを確保したと。これは河川法の一部改正があったという事で聞いてます。そういう状況でどちらも河川法の適用になっていきますから、今回大和川河川事務所の協議に入れる状況になってきてる、そして今協議をしてもらっているという事で、郡山土木からも聞いてますし、道路建設課からも聞いてます。道路建設課、当然郡山土木も高田土木も管轄していますから、そちらの方で確認をさせてもらって、この場で報告をさせてもらったという事でございます。当然、三代川の件にしても一緒ですけども、先程も申しましたように、県と連携を保たない限り、事業は前に進まない、その通りだと思っております。門前に関わりましたけれども、門前も相当長期間止まっていた、それをああいう今現在整備できる状況になるまでの相当、県と協議をしながらやってきて、現在あの状況になっているとい

う事もございますので、当然県との連携は大事だというようには、認識いたしております。今後も十分県とも調整を図りながらやっていきたいと思っております。ご理解賜りたいと思っております。

小野委員 吉川委員の締め括りと当然私も一緒なんです。目に見えてこないんです。目に見えるように、次の時じゃない、すぐに即、先ほど下水道課への増員というか、異動という事で助役さんが発表していただいて、やっぱりやってもらえるんだなという事でほっとしているんです。いつもこれ、報告さえ終わったらそのまま終わりやと。この建設委員会に、私の記憶では私がこの議会に来させてもらって14年になるんやけど、1回も建設委員会に来られなかった議員さんが、奇しくもこの前の一般質問の休憩の時に言っておられるんですよ。県事業についてじゃないんです、町の道路についても全部条件を整えなければやってもらえないと。地元の議員さんどうかしてもらわないと出来ないんと、そういうように何か勘違いしているのと違うか。そういうのを雑談の中で話をしておられたんです。いつも建設委員会でも吉川委員言っておられる、地元ではこういう事までやってる、なんでやと。全部条件を揃えなかったら出来ないのだったら、何も言って悪いけど、事業、この町に、人にやさしい行政をやっていこうとするのだったら、その事もやってないんです。全部それらをきちっとやってこそ、事業を進めて行ってこそ、人にやさしい行政なんです、活力ある行政なんです。この際ははっきりと目に見えるような形を作ってください。それも、今日に見えるようにせい、と言っても無理だから、これは何回も言ってるんです。毎回同じような議論になってると思っております。だから説明だけで終わりだという事では、私はいつまで経っても何も進まない、勇気とやる気を持ってどうのこうの、と町長も朝礼で言っておられるらしいけどね。そしたらそれは、どういう事なんだろうという事です。しっかりとみんな頑張ってもらわないといけない。それで、今聞かせてもらったら、吉川委員があれだけの予算が県の方についてるという事です。当然それは知っておられるんだと思う。私は知らなかったけ

ど。そしたらバイパスと一緒にですよ、バイパスを着工する13年の時に、奈良国道事務所行った時に、陳情という形では何か特別委員会ではまとまらないという事で、有志という形で行かせてもらった。その時の所長が一番先に言った事は「ない袖は振れません」と。だから私も議長としてついて行ってましたので、そしたらやろう、という事で国会議員のみんなに頼みに行っただけです。その時の行ったみんな、そうやって苦労して日程調整しながら行った。それでやっと着工できた。ない袖はふれない、当たり前の話や。どうも吉川委員が入手されてる事だったら、これらの事業についてもそれだけ予算もついているんです。後は地元の町がどれだけその事業に対して協力できるか、また、しに行かないといけないんです。また予算流れたらどうするんですか。そこらをきちっと担当の人ら皆さん、認識しておられるんですね、確認だけさせてください。

都市建設 部長 ご指摘の件については、担当として十分認識もいたしておきまして、郡山土木、本課、先ほど直轄の話ありましたけれども、奈良国道それぞれ各機関へ行ってこの事業の進め方、協議しながら対応していくという事でございます。ご理解賜りたいと思います。

小野委員 答弁で一応、何回もやけど、納得しておきます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 次に、(2)道路のガードレールの金属片について、理事者の報告を求めます。

建設課長 ガードレールの金属片についてであります。6月2日、3日にかけてまして、マスコミ等の報道で全国的に見つかった事から、当町にお

きましても3日に町内の総点検を実施したところ、金属片の確認をいたしました。この事から西和警察へ連絡し、現地確認をしていただいたところではありますが、大半の事例が車両の単独事故が原因と思われるという事であります。同じようなケースがあれば、道路管理者として撤去の指示があったところでもあります。また、容易に取り外しできるものを発見した時は警察の方へ連絡、との事でありましたが、町内のガードレールを点検した結果、発見は18ヶ所について、故意により差し込まれたものと思われるものはなく、ほとんどがガードレールに擦り傷があり、車の一部が剥がれたものと考えます。また、町内全域の点検を行いました。万が一見落とし等があるかも知れず、発見また連絡等があれば、即座に撤去をして参りたいと考えております。現在、国土交通省におきましても、会見では車の接触事故が原因の一つと見られておりますが、それだけでは説明のつかないケースもある事から、現在原因を分析されているところでもあります。また、町内で発見した事例のものであります。一番大きいのが1ヶ所ございます。大半についてはこういった5センチ程度です。これについては、また回させていただいて、ご確認いただけたらと思います。以上がガードレールの金属片についての報告であります。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

小野委員 報道で初めて気付いてびっくりしたんです。まさかと思ったんですが、全国であれだけの数が出てくるという事だから斑鳩町もあるのかなという事で、こういう事ね、町民から以前にこういう情報というのとはなかったんですかね。工事をされる方とか、こういうものがある、という事で。今、西和署の方からの、報道によってのあるんやけど、例えばガードレール破損しているとかいう事で気付かなかったんですか。

建設課長 ご指摘のガードレールの破損箇所につきましては、我々も確認する

中、また住民の方から連絡いただいてそういった対応してきましたが、なにぶん今のこの件に関しましては、特に管理する中で本来点検もしておるんですけれども、なかなか目につかなかったというのが実態であります。今後こういった事に対しまして二度とないように、我々としても点検の都度、そういった事も含めて点検をして参りたいという風に考えますのでよろしくお願いしたいと思います。

小野委員　まさか、と思う事ですしね。これだったらだいぶ車も破損してるから、何も言わんと、ずっとやってたのかなと思いますし、考えられないような事が起きますので、車とか歩行者をガードするためのガードレールにそういう物が入っているというのはびっくりするだけなんです。が、今後とも点検の方、それが、交通安全に対して危険にならないような、他の事もあると思いますので、色々その時、その時注意してもらいたいなどお願いしておきます。終わります。

委員長　他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長　他に理事者の方から報告はございませんか。

(な し)

委員長　以上、これら各課所管に関する件については、報告を受け了承をしたということで終わっておきます。

委員長　次に、その他について、各委員から質疑意見等ありましたらお受けしてまいりたいと思います。

吉川委員　市街化区域内農地の町の考え方について、お聞かせ願いたいんです

けれども、市街化区域で都市計画税を斑鳩町はもらってますね。そこででも家が建たないところがあるわけなんですけれども、斑鳩町ではどの区域にどれくらいあるのか、考えられた事があるのか、またその対策について考えていただきたい。まず一点。それから、町営住宅の、これは木田議員の質問に関連するわけなんですけれども、家賃ですね、ここでは相続放棄をされたという事なんですけれども、確かに保証人があると思うんですけれども、保証人から敷金というのか、取りにいく費用の支払いを請求されているのかどうかお聞かせ願いたいと思います。それともう一点、これは先ほどのところにも関連するわけなんですけれども、木田議員の一般質問の最後に、町としても県とともに地元関係者との調整役として事業の推進に向けて努力してまいりたいと考えております、これはもう何回も聞いているわけなんです。現実には、この事はどういう方法で、どうしてこの解決策をやらうとしておられるのか、お聞かせ願いたい。それから、最後に私が毎回ほど申し上げてます、斑鳩町の事業が遅れる原因を、私は部課長会で真剣に話し合ってもらっているのか、もし、議事録あったら、今の委員会で出せなかったら次の委員会でも出してもらって、どこに原因があるのか、そこらを検討すべきだと思うんです。以上4点、よろしくお願いします。

都市整備
課長

まず、吉川委員のご指摘の1点目ではありますが、市街化区域内農地には家が建たないと。この区域がどの位あるのかという事なんです、申し訳ございません、現在のところ具体的にデータを持っておりませんので、改めてご提示させていただきたいと思いますが、これにつきましては、線引きが以前、前回平成13年度にあったんですが、今回20年度頃に向けまして作業が進んでいくという事なんです、その時点で委員おっしゃっていただきましたような、市街化区域にどれ位まだ用地が残っているのかという調査がございます。前回の時点での数字のあり方あったと思いますので、資料として報告させていただきたいと思います。その地域に家が建たないのでどういう対策があるのかという事でございますが、区域内につきましては、当然道路がなけ

れば家が建たないというところだと思います。ただ、計画的にその区域を、土地利用を図るために町により積極的に道路をつけていく、例えば都市計画道路であるとか、そういう形での計画は現在、具体的にはなされていない状況であります。以上です。

建設課長 町営住宅の家賃の関係で保証人から費用の請求についてされているのか、という事なんです、この方につきましては当初お亡くなりになる前に入院されていたという事で、単身の方の入居でありました。そういった中で保証人の方につきましては、そういうお話もさせていただいたんですけども、特に入院費用等について、自分も支払させてもらった。ですから、家賃に関してはどうしてもできないという事がありました。そうした事から、特に身内の方と言いますか、親族の方を調査いたしました。これについては13人の方がおられまして、本来、ご兄弟なり縁者の方でございまして、特に遠方という事もありましたし、色々話をする中でそれぞれの方が生活にも大変困っておって、どうしても費用なり、費用弁償するという事は難しいという事で、その申出がありました。特に保証人さん、金銭保証という事につきましては、今の町の関係につきましては、その方の保証であっても金銭保証の関係については、保証人としての扱いとしては難しいという状況でありますので、特にそういったことがあって、その敷金という事が残っておりました。これについても、この敷金の還付、本来はするんですけども、そういった家賃の関係、また利用されておりました室内に家具がありました。そういった事からまず室内の整理として、家具の処分をする費用についてまず行いました。あと残りについては家賃の滞納されている処分に対して充てて処理をしていきたいと考えておりますので、そういう事で一部実施もさせていただきました。そういったことでありますので、よろしく願いいたします。

都市建設 事業の推進役として努めていきたいという事で、その解決策という部長 事でご質問いただいていたと思います。当然、この県なり国の事業に

ついて、17年度なら17年度、どういう進め方をするのか、その辺を打ち合わせ等やりまして、当然相手さんは斑鳩町の住民の方ばかりですから、その一番の前段に町の職員が行って、こういう事業に対して用地の協力をお願いしたいとか、その辺の調整は当然、町の職員でやっていくべきだと考えております。だから、直接県の職員さんなり国の職員さんが行っても、なかなかとつきにくいという部分があるかと思えます。町の職員が先頭に立っていくのが解決策かなと思えます。町の事業の遅れなんですけれども、毎回、部長会等で町長の方から法隆寺線なり、各事業について用地交渉の難航している部分については、毎日でもいくという指示もあるわけなんですけれども、なかなか毎日というわけにもいきませんで、電話連絡をしますとなかなか電話では断りやすいという事で日延べ日延べで延ばされるという事がありますので、突然訪問して、怒られるのを覚悟で来ましたというような形で寄せてもらったりしている状況です。そうした中でだんだん打ち解けた話がやっていけるのかなと、このように思っております。答弁としては、部長会等ではいつも指示をいただきながら、対応しているという事でございます。

吉川委員 町長すいませんが、総括で、この事業の遅れとか、どう考えておられるのか、一言。

町長 事業の遅れと言いますか、やっぱり取り組みの関係等について色々鋭意努力しながら関係各所、あるいはそういうところへお願いするわけなんですけれども、やっぱり何を言いましても議会の皆様方のご協力を得ながら早期に進めていく事が一番大事でありますし、やっぱり先程からも言ってますように、やっぱり皆様方がそういう関係等についてもご要望いただく、あるいはその事について努力が至らなかつたらなかなか出来得ない。今もこの168号線とか法隆寺線とかの問題等ございますけれども、私は法隆寺線にしても1件の方が反対をされていた関係についてもようやく家屋調査まで入れたという事が非常に皆

様方の努力という事であると思いますし、また1件の関係等についてはようやく話しをしていただいているという状況にまでもってこられたということも評価をしていきたいと思います。やっぱりこれも、相手のある事でございますから、何を言いましても、県がどうかという事よりも、国がどうかという、やっぱり金がないというよりも、できるものについてはある程度協力を頂いておりますし、我々も、先だっても稲葉車瀬の区間のいかるがパークウェイの関係についても国会議員の皆様方をお願いをし、先だっても新聞で出てますように、色々と奈良国道事務所に折衝していただいたり、色々していただきますけれども、やっぱり予算の確保をしていただくのが一番大事であると思います。私はやっぱり部課長、職員に特に申し上げるのは、みんながその努力をすることによって、大変な事は事実大変だと。しかしやっぱり相手がそこまでこられたら、何とかしないといけないという状況まで持ち込まなかったら、なかなか出来得ない。口では簡単に言えるけれども、やっぱり相手の事情と言うのはやっぱりかなり難しい事情持っておられますから、その事をやっぱりクリアしようと思ったらかなり時間もかかっていくと。そしてまたやっぱり、行ってもおられないとかいう事もございますから、大変な事でございますけれども、お互いに全部の力を合わせていかないと、なかなか出来ない。担当課がそれだけするというのではなしに、横の連絡をとって、やっぱり人の関係を探したり、あるいはそういう事の努力をする事で、部課長会の時も申し上げて、あるいはこの難しい問題のところを全部ピックアップしながら、どこまで事業が進んでいるのか、あるいはどういう進捗状況になっているのか把握しながら職員一丸となって努めて参っているわけでございます。私はやっぱり何を言いましても、この斑鳩の場合は都市計画の遅れが非常にあったという事で皆様方の努力によって、ようやくいかるがパークウェイも出来てきたわけです。そしたらやっぱり都市計画の道路というのは、中央線のいかるがパークウェイが出来なかったら、他の法隆寺線についても、あるいは安堵斑鳩王寺線についてもなかなか出来得てこない。やっぱりあれが出来てきますと、

非常に評価が上がってくると思いますし、また、昭和団地の関係の道路の関係についても非常にやっぱり時間を費やした中でございますけれども、やっぱり皆さん方が何とかしないといけないという事で、ようやく日の目を見てきた。やっぱりそれは、地元の自治会長さんはじめ、皆様方の努力によってあれだけの事ができたわけでございますし、我々としても、そういう点については今後とも鋭意努力しながら頑張っておきたいと思っております。

吉川委員 最後に色々申し上げましたけれども、私も毎度申し上げているように、難しい事は私もよく承知しております。そう言って、難しいから放っておくという事ではないんですけれども、やはり難しい問題ほど力を入れてもらわないと解決しないのが現状やから、そこらをよく把握してもらってですね、私は努力を重ねてもらいたいと、強く要望しておきます。終わります。

委員長 他に。中川委員。

中川委員 吉川委員の質問に関連しますが、私が16年の6月の一般質問で固定資産税に関わります評価額、いろんな税に関する一般質問をさせていただいた記憶があるんですが、その中で道路に関係ない総務部長が、関係ないと言ったら語弊がありますが、担当の部長ではない総務部長が市街化区域にある農地については、町が鋭意努力して道路を施工していきます、という答弁をいただきました。今、藤川課長は何ら都市計画に関する道路は計画ありませんと。これ、丸一年経っても、やっぱり一般質問させて頂いて、その質問に対して追いかけてない私が悪いのか分かりません、反省しました。今後、一般質問した事に対してはどんどん、後々、どういう変化があるかお伺いしていきたいなど。丸一年経って今の答弁聞いて、もう遺憾に思いました。それだけ言うておきます。

小野委員

今、中川委員がおっしゃるの、誠そうだと思う。答弁が済めばそれで終わりだと。私は今回の一般質問の時もちよっと触れてたんですが、答弁したらもう終わりと思ったらあきませんよと。それが根本的に、基本的にそれが守られてないんです。答弁をしたからには必ずする。それは、私も一般質問でもやったマニフェストの基本です。契約です、答弁をしたという事は契約をしたんです。住民からのいろんな負託を受けて、こうして質問させてもらっているんです。そしてそこで答弁した。その議員に答弁したからもうそれで終わりだというような姿勢しか見えないんです。だから、今の中川委員の、ちゃかすような事で申し訳ないですけど、実際、この思いをしっかりと受け止めてもらわないと、全然発展しません。だから、答弁したら終わり、議会へ説明したら終わりだと、まだ議会だったらよろしいですよ、その議員に言っているからもうそれでいいというような感じだから、今後中川委員もしつこく後のフォローで走り回るという事を宣言してはりますから、私も期待してますので、また頑張ってください。それで、何点かあったんですけどあまり時間ないから一点だけ聞かせてほしいんですが、実は、隣町ばかり言うなという事になると思いますけれども、河合町に「かわい・水のまほろば創生特区」という事で、農地法の第3条関係での構造改革特区指定という事で、されているんですが、まず、この事について斑鳩町として担当の課長も代わられたので、あまり詳しい内容をご存知ないかなと思いますけれども、先だっの農業委員さんの一号委員、二号委員という呼称ですか、それをきちっと把握されておりましたし、今の課長がこういう事も当然、4月からそこへ着任されて、研究もされてると思いますので、どういうようにされているのか、近隣の事ですので知っておられる範囲でよろしいですから。

観光産業
課長

今、質問されている構造特区の件で、農地法に言う5反以上の農地取得ですね、その件について、近隣、河合町では10アール、1反という形の構造改革、特区を申請され、されている状況であります。詳

しい状況、ちょっと今資料ございませんで、また後ほど調べて報告させていただきますと思います。

小野委員　これは、昨日偶然河合町に居てね、あそこの、うちで言う広報誌ですね、広報誌の3月号に掲載してたんです。内容的には住民の方に周知できるような内容と言うか、細かい難しい問題ではなくて、こういう具合にして荒廃している農地、農業を趣味の範囲から広げていきたいという人に構造改革特区を活用して、河合町としては取り組まれて、指定を受けられた。という事は今、課長がおっしゃったように、3条申請には、これ5反という言葉の方が分かりやすいので私もそう言いますが、50アール以上という決めがある中を、10アールに、河合町の場合は、言葉は適当ではないと思いますけれども、荒廃した小さな農地を取得する事を農家でない方がそうしてやれる。この事で先程ちょっと議会から行ってる中川議員にも聞いたんですが、農業委員でも中川議員が質問した、質問というか提案した、というように聞いているんですが、いろんな考え方あると思うんですね。俗に言う名義貸しで農地を取得して、5反までの農地を名義だけ変えておいて転用させてもらう、そういう事が今まであったという事実を捕まえて、それではそういう事をされやすいやんか、という意見、見方もあるんです。また、実際、5反までだったら、今から農業を始めようとする人にはだいぶ困難な事だし、1反くらいだったらきちっと農業をしようとする、そういう方にとってはこの特区ですからね、いい、自治体としては私はそれは十分活用していくべきだと。その事によってなお、特区で10アールで農地を取得して、それで転用していく人が増えるのかと言ったら、やっぱり私らでも、もちろん少なかったら農業したいなという気持ちもあるんですね、実際できるのかどうか分からないですけども、そういう考え方が、やはり河合町のネーミングもいいと思います。水のまほろば創生特区、そういう風にネーミングされて、努力されている。是非とも近隣でそういう事もされているんですから、担当課として研究していただきたい。2番煎じになるとしても、それ

はいい事だという風に、先程の上下水道部長が前向きに検討していきますと、P I ですか、努力していきますという事でそういう姿勢を見せていただいていますから、町全体としても考えて、そうしてやっていってもらいたいと思うんですが、その点についてこれらの特区指定についても、どのようにされてきているのか、特に建水の中でのこういう事については何も聞かせていただいてなかったと思いますし、今度の異動で担当課の課長ね、補佐以上が代わられたので難しいかなと思うんですが、やってもらいたいと思うんですが、その点どうなんですか。

観光産業
課長 ご指摘いただいている構造改革特区という形のものでございます。河合の水のまほろば創生特区の内容といたしまして、農業経営の意思を有するものが耕作を目的として取得する10アール。

小野委員 内容についてはいつでもいいですから、そういう具合な事で研究していったら例えば農業委員会にもやはりそうしていく、という方向での説明もしていただきたいなと思うんですが、それは、そういう事は考えてないんだというのか、いや、やっぱり色々ある事を常に考えながら担当としては進めていきたいと思われているのかだけ、聞かせてください。

助 役 この構造特区は、平群の助役をしてた橋田さんが現在担当課長をしており、私どもに来て、特区を受けないかという相談はありました。ただ、町としても十分考えていかなければならない。今、小野委員の指摘のように、いわゆる10アールばかりの農家が出てきたという事になれば、地域性を考える中で、難しい問題もあるということで十分研究させてほしい。これは当然農業委員会に関係しますから、農業委員会の意見も聞きながら、進めなければならぬと考えております。

小野委員 県の方にも地域性というの、河合と斑鳩どれだけ地域性が違うの

か、というのを私はまず疑問に思いますし、やはりこの近くでそういうものを早速取り入れて制度化していつているという事を踏まえて、やはりそれは農業委員会にも、という事で当然しないといけないだろうし、農業委員会で話しをするについても、特区を受けるか受けないかは行政のことですから。農業委員さんの中でやはりいろんな意見も出るけれども、それを踏まえて、これの必要性、こういう具合にして特区を受けて、10アールにする必要性というのをしっかりと認識してもらってね、私は説明していただきたい。今までの俗に言う、農地が化けてくるという事で、何回も問題あったけどね、それはそれの他の意味があるんですね。だから、ここの特区の中では縛りをきちっとやっています。その縛りが必要なんです。だから、それが50アールであって10アールになったらそれが頻繁に起こるんだという考え方と、純粹にやはり農業をするには、この50アールという事に対して、やはり重みがあるんですね。50アールもようしないけど、10アールだったら出来るという、本当の農地を守るという人にとっては、この50アールという農地法第3条関係の、50アールというのはものすごくハードルが高いんです。そしたら、もう農業なんてとてもじゃないけど、できないんだと、農地を守る農業ができない、という考え方もできるんです。そこらをしっかりと認識してもらって、是非とも農業委員会でも説明をしていただきたい、そのように申し上げておきます。それを悪用する人は何人か一握りです。それをきちっと活力をもって、農地を活性化を図っていかうとする人は、10アールにする事によって、すごくあれが増えてくるんです。だからそこらをきちっとやっていくのが、私は行政だと、そのように申し上げておきます。

助 役 小野委員がおっしゃったのを、十分記憶に留めながら、研究してまいりたいと、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 他にございませんか。浅井委員。

浅井委員 先程吉川委員の質問あったんですけれども、J Rの富雄川の鉄橋の件について、私も認識不足で聞き間違いかと思うけれども、2回はうちで工事が中止になったと。今回もうちで工事が中止になったと、さっき聞いたと思いますけれども、あれはもう完成になって、私が聞くのは完成になって強度出るのを待ってあのまま置いていると聞いてますけれども、雨期が入って工事が中止したものか、あの橋梁がコンクリートうって、強度出るまであのままおいておくと。そしてこっち、ジャッキで押すと聞いてます。どういようになつてますのか、その点もう一度教えていただきたいと思ひます。

建設課長 富雄川のJ R橋の工事の関係なんですけれども、今現在委員がご指摘のように、桁というんですか、J R橋の線路を乗せるケタが今現在ジャッキによつて上へ上げられております。これを年明け後にJ Rの橋梁、桁を、入れ替えるという作業をされます。今は、その桁は今のJ R橋の桁より同じ状況で少し上へ上がった状況でされています。と言ふのは、本来その桁を上げる、移動する作業をするには、前にも説明したと思うんですけど、上流と下流側に仮設の橋を置いて、そこで重機なり資材を置いて作業をしなければならぬ。という事になりますと、水が増水しますと、昨年5月にありましたように仮設のこういふものを置きますと水の流れを遮断するという事がありますから、この雨期の期間は工事を、その工事に対しての、しない。その関係で今はジャッキによつて橋桁をあげているという状況になっています。これは、出水期の中なんですけれども、一応3ヶ月間は空いた状況になるんですけれども、それ以後になるんですけれども、本来は作業としては9月頃から再開しますけれども、それは、出水等に支障のない、作業としてされるという形で現場の方とも、県なり確認しているところ。状況としては、中断というより、今、この間については雨期の出水に対する関係でどうしても河川断面の中で作業しなければならないという事がありますから、それをしますと出水等に水の影響によつて、被

害を起こる予測がつかますので、ですから今は中断しているという状況です。

浅井委員 雨期により中断という事で、まだこれから橋桁を押そうと思ったら、重機を置く所の仮橋作って、それからするという事は年内いっぱいかかりますな。

建設課長 ただ今ご説明したように、年内いっぱいより、この事業は聞いておりますのは18年3月いっぱいまで完成するという事を伺っております。これは、そういう形でJRの発注もされていますし、その作業については、工期内に終わると、ただし、作業する場合には橋桁を下げて来なければならないので、その作業をするには、今の時期ではちょっとできないという形で中断されたという事です。

浅井委員 結構です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、先程吉川委員の方から、各課報告事項の中でお話しありましたように、御幸大橋の右折レーン、また富雄川、三代川の改修も含めて、委員の方にお諮りを願いたいんですけれども県への陳情、また要望を時を決めて行きたいと思うんですけれども、どうでしょうか。ご意見をお聞かせねがいたいと思うんですけれども。

(異議なしとの声)

委員長 よろしいでしょうか。今、異議ございません、という事で、また副委員長、議長とお話しをして、その日を決定して、また県への陳情と

いう事で。

小野委員 色々な見方ありますので、そういう話すれば局長の方では分かると思いますので、あまりここでは言いませんが、陳情という言葉を整理だけはしてほしいんですけどね。と言いますのはやはり行く必要はあるという事は常々思っているんですが、ただ、後でその行為が色々追求されて、議会全体に迷惑かけるような事があってはいけませんので、その点は議長とも十分相談してもらって、そうして行かれる事については、私は何ら異存はありません。その点よろしくお願いします。

委員長 そういう方向で進めて参りたいと思いますので、一つ委員の方にはよろしく願いいたします。

委員長 その他についても、これをもって終了いたします。
なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

委員長 これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。
ごくろうさまでした。

(午前11時29分 閉会)